

| | |
|---------|---------|
| 総計策定委員会 | |
| 資料1 | R5.5.30 |

吹田市総合計画策定委員会設置要領

制 定 平成 4年 5月 20日
最近改正 令和 5年 4月 1日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は行政経営部担当副市長をもって充て、副委員長は委員長以外の副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、策定委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、策定委員会委員長が指名する職員をもって組織する。

- 2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(各部総合計画検討会議)

第8条 職場の意見を集約、調整し、素案の検討の場として、各部に総合計画検討会議を置くことができる。

2 各部総合計画検討会議の運営に関する事項は、各部の総合計画検討会議設置基準で定める。

(専門研究員)

第9条 委員長は、策定委員会の所掌事務に関する専門的な事項について指導及び助言を得るため、専門研究員若干人を委嘱することができる。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月25日から施行する。

附 則
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年5月16日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

| |
|-----------------------|
| 副市長 |
| 水道事業管理者 |
| 教育長 |
| 危機管理監 |
| 総務部長 |
| 行政経営部長 |
| 税務部長 |
| 市民部長 |
| 理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当） |
| 都市魅力部長 |
| 児童部長 |
| 理事（家庭児童相談担当） |
| 福祉部長 |
| 理事（福祉指導監査担当） |
| 健康医療部長 |
| 保健所長 |
| 環境部長 |
| 都市計画部長 |
| 理事（公共施設整備担当） |
| 土木部長 |
| 理事（地域整備担当） |
| 下水道部長 |
| 会計管理者 |
| 消防長 |
| 消防本部理事（大規模特異災害担当） |
| 水道部長 |
| 学校教育部長 |
| 教育監 |
| 地域教育部長 |

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領

制 定 平成27年 3月31日

最近改正 令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定・推進するに当たり、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する事項
- (2) 吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、行政経営部担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表のとおりとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、市の職員のうちから委員を指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案策定等を円滑に行い、職員参加を推進するため、推進委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、推進委員会委員長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

| |
|-----------------------|
| 副市長 |
| 水道事業管理者 |
| 教育長 |
| 危機管理監 |
| 総務部長 |
| 行政経営部長 |
| 税務部長 |
| 市民部長 |
| 理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当） |
| 都市魅力部長 |
| 児童部長 |
| 理事（家庭児童相談担当） |
| 福祉部長 |
| 理事（福祉指導監査担当） |
| 健康医療部長 |
| 保健所長 |
| 環境部長 |
| 都市計画部長 |
| 理事（公共施設整備担当） |
| 土木部長 |
| 理事（地域整備担当） |
| 下水道部長 |
| 会計管理者 |
| 消防長 |
| 消防本部理事（大規模特異災害担当） |
| 水道部長 |
| 学校教育部長 |
| 教育監 |
| 地域教育部長 |

吹田市総合計画策定委員会

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会 委員名簿

令和5年(2023年)4月1日現在

| 委員名 | 内線 | 委員名 | 内線 |
|-------------------------|----------|---------------------|----------|
| 春藤副市長【委員長】 | - | 梅森健康医療部長 | 310-2200 |
| 辰谷副市長【副委員長】 | - | 狭間保健所長 | 309-130 |
| 前田水道事業管理者 | - | 道澤環境部長 | 2600 |
| 西川教育長 | - | 清水都市計画部長 | 2650 |
| 岡田危機管理監 | 2130 | 伊藤理事(公共施設整備担当) | 2716 |
| 小西総務部長 | 2060 | 真壁土木部長 | 501-420 |
| 今峰行政経営部長 | 2120 | 梶崎理事(地域整備担当) | 501-450 |
| 中川税務部長 | 2220 | 柳瀬下水道部長 | 2740 |
| 高田市民部長 | 2221 | 杉会計管理者 | 2780 |
| 前村理事(人権政策・ウクライナ避難民支援担当) | 2590 | 笹野消防長 | 7100 |
| 井田都市魅力部長 | 2250 | 廣田消防本部理事(大規模特異災害担当) | 7101 |
| 北澤児童部長 | 2550 | 山村水道部長 | 47-301 |
| 岸上理事(家庭児童相談担当) | 310-2600 | 山下学校教育部長 | 669-220 |
| 大山福祉部長 | 2500 | 植田教育監 | 669-210 |
| 岡松理事(福祉指導監査担当) | 2701 | 道場地域教育部長 | 669-300 |